

取扱店の参加条件について

1. 応募資格

唐津市内に事業所又は店舗があること。ただし、麻雀店、パチンコ店等、性風俗営業者、特定の宗教・政治団体と関わる者、暴力団および商品券の使用対象にならないもののみを取り扱う者を除く。

2. 商品券の取扱種類について

今回の商品券事業では「紙商品券」を発行します。それぞれ共通券と専用券があり、共通券は全ての取扱店で使用できます。また、専用券は大型店舗以外の取扱店で使用できます。

3. 申込期限

期間中随時申込受付

※4月9日(木)までに提出いただければ、**市民向け商品券取扱店舗一覧チラシ(5月上旬市内全戸配布)**に「**取扱店**」として掲載いたします。なお、取扱店申込の最終締切は、令和8年11月6日(金)です。特設ホームページの取扱店一覧は、随時更新いたします。

4. 取扱店の責務等

取扱店は、次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ①取引において商品券の受け取りを拒むことはできません。ただし、見本と比べて色合いが明らかに違うなど偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否してください。
- ②商品券の交換、譲渡及び売買はできません。
- ③登録に関する虚偽又は不正行為を禁止します。
- ④商品券を利用できる取扱店であることが明確になるよう、事務局が配布するポスター等を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- ⑤利用される商品券は、事務局が事前に配布する見本と間違いがないか確認してください。商品券の見本は、レジ担当者や商品券を取り扱う全ての係員に周知してください。
- ⑥取引により商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため、商品券の裏面に取扱店名を押印するなどし、既に取扱店名の記載があるものは、受け取りを拒否してください。
- ⑦利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に利用された商品券のみ換金可能であることに留意してください。
- ⑧商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為を禁止します。

5. 商品券の使用対象にならないもの

- ①金券、切手、印紙及びプリペイドカード等の換金性の高いもの
- ②不動産及び金融商品
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号に規定する麻雀、パチンコ等及び同法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- ④国や地方公共団体への支払い
- ⑤保険医療機関や保険薬局の一部負担金の支払い
- ⑥事業上取引に関するもの
- ⑦取扱店自身での購入を偽る換金行為
- ⑧たばこなど定価以下での販売が認められていないもの
- ⑨取扱店が特に指定するもの
- ⑩その他発行元が不相当と認めるもの